

第十五條 農林省ニ統計官補専任二人ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ農林統計ニ從事ス

第十六條 農林省ニ小作官補専任四人ヲ置ク

小作官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ小作爭議調停ニ關スル事

務ニ從事ス

第十七條 農林省ニ農林技手専任四十一人ヲ置ク

農林技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

附 則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

商工省官制
右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ権密院、議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

大正十四年三月十八日

内閣總理大臣子爵加藤高明

勅令第 號

商工省官制

第一條 商工大臣ハ商、工、鑛山及地質、度量衡及計量並軍需調査統轄ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 商工省ニ左ノ三局ヲ置ク

商務局

工務局

鑛山局

第三條 商務局ニ於テハ商事ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 工務局ニ於テハ工業、度量衡及計量並軍需調查統轄ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 鎌山局ニ於テハ鎌山及地質ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 商工省ニ中央度量衡検定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ検定、比較検査及試験其ノ他度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ラシム

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡検定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡検定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

中央度量衡検定所長ハ商工技師、支所長ハ商工技師又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡検定所ノ出張所又ハ中央度量衡検定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第七條 商工省ニ地質調査所ヲ置キ地質調査ニ關スル事項ヲ掌ラシム

地質調査所長ハ商工技師ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 商工書記官ハ專任十一人ヲ以テ定員トス

第九條 商工省ニ商工事務官專任十七人ヲ置ク

商工事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工省ノ事務ヲ掌ル

前二項ノ職員ノ外工務局ノ事務ニ從事セシムル爲商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ商工事務官ヲ命スルコトヲ得

第十條 商工省ニ統計官專任一人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工統計ヲ掌ル

第十一條 商工省ニ保險事務官專任三人ヲ置ク

保険事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ保険ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 商工省ニ度量衡事務官専任一人ヲ置ク

度量衡事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル

事務ヲ掌ル

第十三條 商工省ニ商工技師専任五十一人ヲ置ク

商工技師ハ奏任トス但シ内三人以内ヲ勅任ト爲スコトヲ得商工技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十四條 商工屬ハ専任八十八人ヲ以テ定員トス

第十五條 商工省ニ統計官補専任二人ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ商工統計ニ從事ス

第十六條 商工省ニ保険事務官補専任五人ヲ置ク

保険事務官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ保険ニ關スル事務ニ從事ス

第十七條 商工省ニ商工技手専任百十八人ヲ置ク

商工技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十八條 商工省ニ取引所監督官及取引所監督官補ヲ置ク

取引所監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、取引所監督官補ハ商工屬又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ニ從事ス

ル

第十九條 商工省ニ鑛務監督官及鑛務監督官補ヲ置ク

鑛務監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、鑛務監督官補ハ商工屬又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警察ニ關スル事務ヲ掌ル
鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛業警察ニ關スル事務ニ從事

ス

附 則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

農商務省官制廢止ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

大正十四年三月十八日

内閣總理大臣子爵加藤高明

